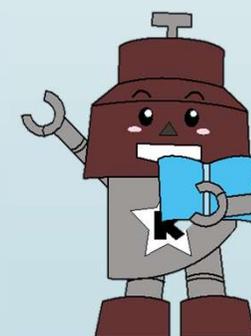


# 令和7年度集団指導

運営基準編（施設系サービス）

川口市 福祉部 福祉監査課  
指導第2係



川口市のマスコット「きゅぼらん」

# 対象サービス

---

## 【全施設サービス】

## 【居宅サービス】

(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 短期入所生活介護

(介護予防) 短期入所療養介護

## 【地域密着型サービス】

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

## この動画の流れ

【運営規程・重要事項説明書等】

【利用料の受領・利用者負担】

【人員基準・勤務体制】

【サービス提供記録】

【取扱方針（身体的拘束等）】

【施設（個別）サービス計画】

【栄養管理】

【口腔衛生の管理】

【業務継続計画の策定等】

【非常災害対策計画】

【衛生管理等】

【秘密保持】

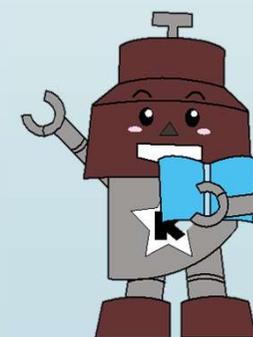
【事故発生の防止】

【虐待の防止】

【おわりに】

## 運営規程・重要事項説明書等

★主なポイント  
「記載誤り」「記載漏れ」



川口市のマスコット「きゅぼらん」

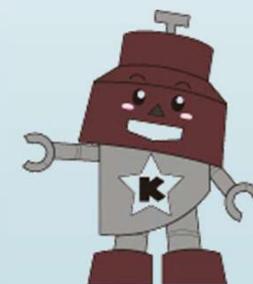


運営規程、重要事項説明書等  
記載誤り、記載漏れ

# 運営規程・重要事項説明書等 記載誤り、記載漏れ

1. 運営規程や重要事項説明書（各書類）と届出内容について、事業所の実態と記載内容が一致していない。
2. 盛り込むべき項目が記載されていない。
3. 記載内容が正しくない。

「届出」＝「各書類」＝「実態」になるよう作成してください。  
特に、「従業員の員数」について「各書類」と「実態」が一致していない事例が多く見受けられます。  
置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えありません。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

# 運営規程・重要事項説明書等 記載誤り、記載漏れ

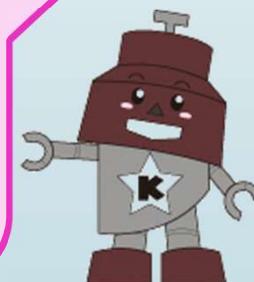
1. 運営規程や重要事項説明書（各書類）と届出内容について、事業所の実態と記載内容が一致していない。
2. **盛り込むべき項目が記載されていない。**
3. 記載内容が正しくない。

## 【漏れの多い項目】

【運営規程】：入居定員、ユニット数、緊急時の対応方法 など、  
特に「**虐待の防止のための措置に関する事項**」は  
令和6年度から義務化された項目なので注意してください。

【重要事項説明書】：事故発生時の対応、第三者評価の実施状況

★自主点検表等を活用し、再度ご確認ください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

## 運営規程・重要事項説明書等 記載誤り、記載漏れ

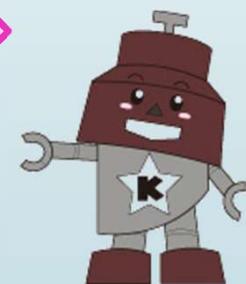
1. 運営規程や重要事項説明書（各書類）と届出内容について、事業所の実態と記載内容が一致していない。
2. 盛り込むべき項目が記載されていない。
3. **記載内容が正しくない。**

### 【料金の記載誤り】

※川口市の地域区分は、令和6年度から「**5級地**」となりました。

- ・ 端数処理の間違い、改訂前の料金のままになっている
- ・ 届出しておらず算定できない加算が記載されている
- ・ 算定し得る加算が記載されていない

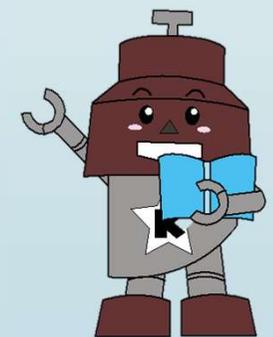
正しい内容になるよう、**定期的に見直し**を行ってください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

# 利用料等の受領・利用者負担

★主なポイント  
「福祉用具等」  
「その他の日常生活費」



川口市のマスコット「きゅぼらん」



# 利用料の受領・利用者負担について

## その1 福祉用具等

# 利用料の受領・利用者負担

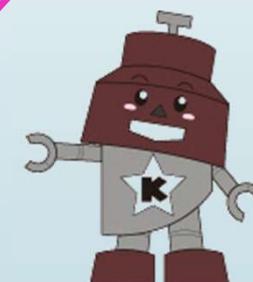
## その1 福祉用具等

**利用者の処遇上必要な福祉用具等を利用者に負担させている。**

※ この動画でいう「利用者」は、利用者、入所者及び入居者を指します。

標準的な車椅子、エアマット、防水シート、体位変換用クッション、センサーマットその他各種福祉用具等の費用は、保険給付に含まれるものとして、**利用者から個別に徴収することはできません。**利用料に含まれる施設サービスとして利用者に提供するものです。

※（看護）小規模多機能型居宅介護、短期入所サービスについては一概に同様ではありませんが、福祉用具貸与、特定福祉用具販売は、居宅における使用を目的としていることから、（看護）小規模多機能型居宅介護における宿泊サービス、短期入所サービスの利用の際には上記取扱いに準じてください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」



# 利用料の受領・利用者負担について

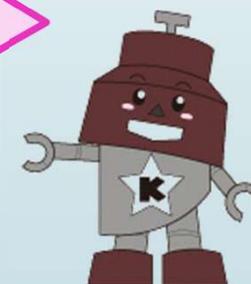
## その2 その他の日常生活費

# 利用料の受領・利用者負担

## その2 その他の日常生活費

1. **日用品費について、すべての利用者から一律に徴収している。**
2. クラブ活動費や預かり金管理といった費用の内訳を区分していない。
3. 共用のテレビ、雑誌、カラオケ設備使用料等を徴収している。

「その他の日常生活費」の徴収は、  
**「利用者又はその家族等の自由な選択」**に基づいて  
**「利用者又はその家族等に事前に説明し同意を得る」**必要があります。



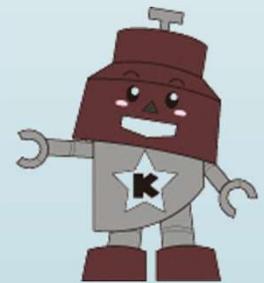
川口市のマスコット「きゅぼらん」

# 利用料の受領・利用者負担

## その2 その他の日常生活費

1. 日用品費について、すべての利用者から一律に徴収している。
2. **クラブ活動費や預かり金管理といった費用の内訳を区分していない。**
3. 共用のテレビ、雑誌、カラオケ設備使用料等を徴収している。

「その他の日常生活費」の内訳を**適切に区分し、該当する利用者からのみ徴収してください。**



川口市のマスコット「きゅぼらん」

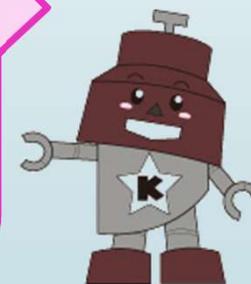
# 利用料の受領・利用者負担

## その2 その他の日常生活費

1. 日用品費について、すべての利用者から一律に徴収している。
2. クラブ活動費や預かり金管理といった費用の内訳を区分していない。
3. **共用のテレビ、雑誌、カラオケ設備使用料等を徴収している。**

**すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用の徴収は認められません。**

具体的な範囲は、厚生労働省通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を参考にしてください。

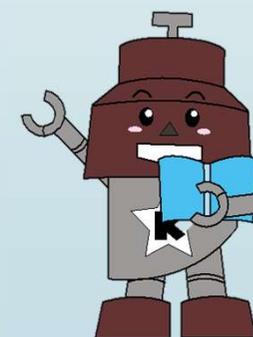


川口市のマスコット「きゅぼらん」

## 人員基準・勤務体制

### ★主なポイント

「従業者の員数」 「常勤・非常勤」  
「雇用契約・兼務関係」 「研修関係」  
「ハラスメントの防止」



川口市のマスコット「きゅぼらん」



# 人員基準・勤務体制について

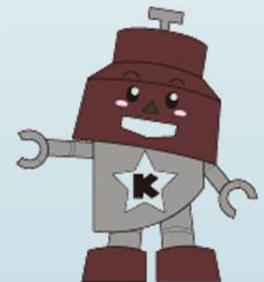
## その1 従業者の員数

# 人員基準・勤務体制について

## その1 従業者の員数

人員基準に配置要件がある職種について、必要な人数を配置していない。

基準で定める人員を配置していない事業所では、**人員基準欠如減算**として介護報酬が減額される場合がありますので注意してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」



# 人員基準・勤務体制について

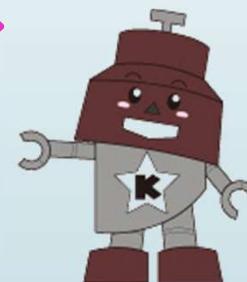
## その2 常勤・非常勤

# 人員基準・勤務体制について

## その2 常勤・非常勤

「常勤」として配置が必要な職種の従業者について、雇用上は正社員であるが、事業所において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない。

常勤換算方法の「常勤・非常勤」についての定義は、**雇用形態（正規雇用・非正規雇用）**の概念とは異なります。  
法人では正規雇用であっても、勤務形態によって「非常勤」となることもありますので注意してください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

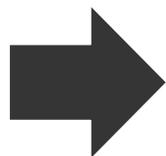
例) 「介護老人福祉施設K」の場合

就業規則で常勤の従業者が勤務すべき時間数を週40時間と定めている(※有給休暇は考慮していません)



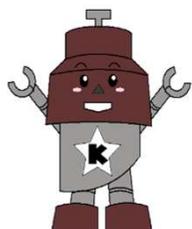
看護師A

(施設・通所介護兼務)  
雇用契約：正規雇用  
勤務時間：週40時間  
(うち施設32時間)



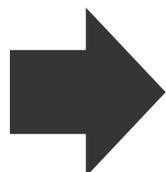
非常勤職員  
常勤換算方法上の人員数  
「0.8人」

施設 「0.8」  
通所介護 「0.2」  
となります。



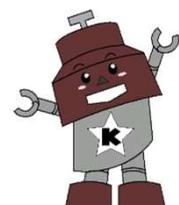
ヘルパーA

雇用契約：非正規雇用  
勤務時間：週40時間



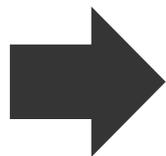
常勤職員  
常勤換算方法上の人員数  
「1.0人」

常勤換算法上の「常勤」は  
勤務時間に着目して判断し  
ます。



ヘルパーB

雇用契約：正規雇用  
勤務時間：週48時間



常勤職員  
常勤換算方法上の人員数  
「1.0人」

常勤換算方法の人員数は  
「1.0」を超えることは  
ありません。



# 人員基準・勤務体制について

## その3 雇用契約・兼務関係

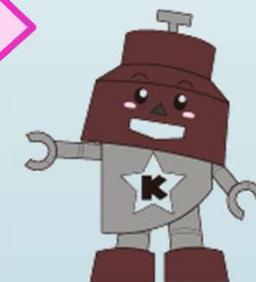
# 人員基準・勤務体制について

## その3 雇用契約・兼務関係

1. **非常勤職員との雇用契約期間が切れている。  
契約内容について書面を交付していない。**
2. 同一事業所内又は併設事業所との兼務関係が明確になっていない。

特に、短期間で契約更新の必要がある非正規雇用職員の雇用契約期間が切れている事例が多く見受けられました。

介護サービスは、事業所の従業者によって提供されなければなりません。そのためには契約関係の有無が重要で、雇用条件は書面で交付する必要があります。**契約更新、雇用条件通知書等の交付**は、忘れずに行ってください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

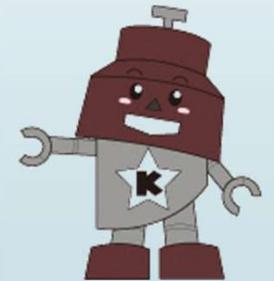
# 人員基準・勤務体制について

## その3 雇用契約・兼務関係

1. 非常勤職員との雇用契約期間が切れている。  
契約内容について書面を交付していない。
2. 同一事業所内又は併設事業所との兼務関係が明確になっていない。

毎月作成する勤務表は、**従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の従業者の配置、兼務関係**等を明確にしてください。  
上記の事項は、実績はもちろん、予定を立てる段階でも明確にする必要があります。

例) **併設病院と兼務する薬剤師、理学療法士**  
**併設通所介護事業所と兼務する看護職員** など



川口市のマスコット「きゅぼらん」



# 人員基準・勤務体制について

## その4 研修関係

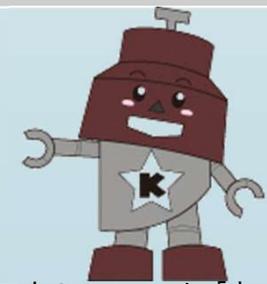
# 人員基準・勤務体制について

## その4 研修関係

必要な研修を、必要な回数実施していない。実施した記録がない。

実施が義務化されている研修	施設サービス	特定施設・GH	(看護)小多機・短期入所
身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時
業務継続計画に係る研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年1回以上、 新規採用時は努力義務
感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年1回以上、 新規採用時は努力義務
虐待の防止のための研修	年2回以上、新規採用時	年2回以上、新規採用時	年1回以上、新規採用時
事故発生の防止のための研修	年2回以上、新規採用時	-	-

研修は介護従業者の資質の向上のために大切なものです。  
 複数回開催することや欠席者に対する資料の提供（閲覧）等により  
**すべての従業者に対して**研修の機会を確保し、**記録**してください。  
 また、研修は実施するのみではなく、出席者の把握、  
 アンケートの実施、研修資料の保管等により記録を残してください。



川口市のマスコット「きゅぽらん」

## ここで問題です！

### 【選択問題】

次の「認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置」の説明の内、**正しいものを1つ**選択してください。

- ① 日本以外の国の医療・福祉系の資格を持つものについて、免除対象となる。
- ② 社会福祉主事の資格を持つものについて、免除対象となる。
- ③ 当該研修を受講していないものを雇用した。

？ ？ ？ ？ ？

## 正解は！

### ③

- ・ 令和6年度から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「**認知症介護に係る基礎的な研修**」を受講させるために必要な措置を講じることが**義務付けられました**。
  - ① **日本以外の国**の医療・福祉系の資格を持つものは、**免除対象ではありません**。**外国人従業者**の場合はご注意ください。
  - ② **社会福祉主事、訪問介護員（ヘルパー）研修3級課程修了者、民間事業者が実施する認知症関連の資格など免除対象ではありません**。
  - ③ 当該研修を受講していないものを雇用しても差し支えありません。**新規採用職員**についても、**新卒、中途採用問わず、採用後1年以内**に研修を受講しなければならないとされています。
- ※ 認知症介護基礎研修については、埼玉県のホームページなどで募集していますのでご確認ください。

※当該義務付けの対象とならない者（免除対象者）

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程（旧ホームヘルパー1級課程）・二級課程（旧ホームヘルパー2級課程）修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等



# 人員基準・勤務体制について

## その5 ハラスメントの防止

# 人員基準・勤務体制について

## その5 ハラスメント防止

ハラスメント防止のための必要な措置を講じていない。

- ※ ハラスメントには、パワーハラスメント以外にも、セクシュアルハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメント・育児休業等に関するハラスメント・顧客等からの著しい迷惑行為（**カスタマーハラスメント**）等も含まれます。

★事業主が講じるべき措置の具体的内容 特に留意すべき内容は以下のとおりです。

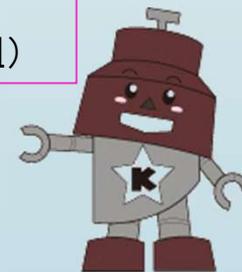
- ① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の**方針を明確化**し、従業員に周知・啓発すること。
- ② 相談に対応する**担当者**をあらかじめ定めること等により、相談者への**対応のための窓口**をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

★事業主が講じることが望ましい取り組み 例として以下のものが規定されています。

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

事業主には、職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられています。

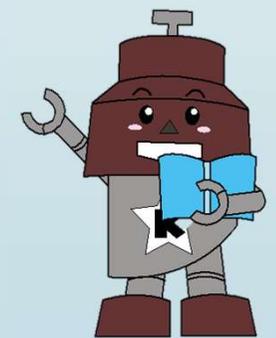
具体的なマニュアルや手引については、各種通知や厚生労働省のホームページ等に掲載されているので、参考にしてください。



川口市のマスコット「きゅぼらん」

# サービス提供の記録

★主なポイント  
「記録の不備・保管」



川口市マスコット「きゅぽらん」



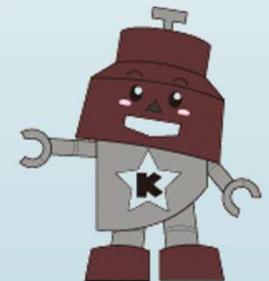
記録の整備

記録の不備・保管

# 記録の整備 記録の不備・保管

具体的なサービス内容の記録が不十分だった。  
(利用者の心身の状況や入浴の代替措置、口腔ケアなど)

サービスを提供した際には、**提供日、サービス内容、利用者の心身の状況、その他必要事項**を書面等に記録する必要があります。  
特に各加算に係る記録が無い場合、加算の算定が認められない場合がありますので注意してください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

## ここで問題です！

---

### 【○×問題】

- ・ サービス提供の記録は、記録の作成日から5年間の保存が条例で義務付けられている。○でしょうか、×でしょうか。

？ ？ ？ ？ ？

正解は！



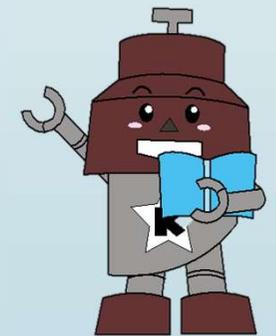
× 記録の作成日    ○ 契約終了日

・ 施設サービス計画、個別サービス計画、サービス提供記録、身体拘束等の記録、市町村への通報に係る記録、苦情の記録、事故の記録は、**その完結の日から5年間の保存**が条例で義務付けられています。

・ 「**その完結の日**」とは、個々の利用者につき、**契約終了**（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により**一連のサービスが終了した日**を指すものです。

# 取扱方針

★主なポイント  
「身体的拘束等」



川口市のマスコット「きゅぼらん」



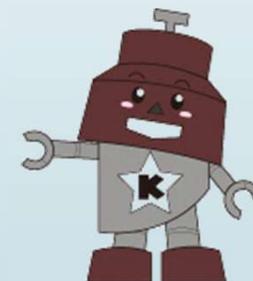
取扱方針

身体の拘束等

# 取扱方針 身体的拘束等

1. **要件を満たさない利用者に身体拘束を行っていた。**
2. 身体拘束を行った場合の記録、委員会の開催、指針の整備、研修が行われていない。

前提として「**身体拘束は虐待**」であり、**緊急やむを得ない場合**を除き禁止されているものであることを忘れないでください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

## 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（身体拘束ゼロへの手引きより）

## ここで問題です！

### 【選択問題】

次の「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3つの要件について」の説明の内、**誤っているものを1つ**選択してください。

- ①緊急性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされ緊急性が高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

？ ？ ？ ？ ？

正解は！

# ①が誤り

×緊急性、緊急性が高いこと ○切迫性、可能性が著しく高いこと

## 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の3つの要件について

★**切迫性**：利用者本人または他の利用者の**生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと**

※ 身体拘束が本人の日常生活に与える悪影響を勘案してもなお、身体拘束が必要な程利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

★**非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に**代替する介護方法がないこと**

※ いかなるときでも、まずは身体拘束せずに介護する代替手段が存在しないか、組織で確認・検討する必要があります。

★**一時性**：身体拘束その他の行動制限が**一時的なものであること**

※ 本人の状態に応じて、必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

## 3つの要件を満たしても手続き面で留意すること

### 1. 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断

担当スタッフ個人（または数名）で行わず、施設全体としての判断ができるよう、あらかじめルールや手続きを定めてください。

特に、「身体拘束廃止委員会」等の組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例について関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とします。

### 2. 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得るよう努めてください。

その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておいてください。

### 3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除してください。

この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要です。

## 身体拘束に関する記録について

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録**しなければなりません。

具体的には、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を用い、記録し、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有します。

「身体拘束ゼロへの手引き」に「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」の様式が掲載されていますので、参考にしてください。

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、**ケアの工夫のみでは十分に対処できないような「一時的に発生する突発事態」のみに限定**されます。安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、よく検討した上で、慎重に判断してください。

やむを得ず身体拘束を行う場合に、正しい手続きを経ていない場合には**虐待に該当し**、行政処分の対象になる場合もありますので注意してください。

# 取扱方針

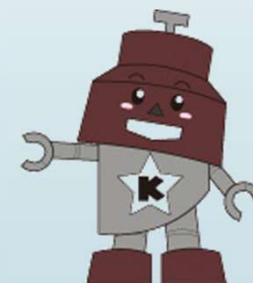
## 身体的拘束等

1. 要件を満たさない利用者に身体拘束を行っていた。
2. **身体拘束を行った場合の記録、委員会の開催、指針の整備、研修が行われていない。**

記録及び身体拘束等の適正化のための措置が正しく行われていない場合、**身体拘束廃止未実施減算**として介護報酬が減額される場合がありますので注意してください。

(看護) 小規模多機能型居宅介護、短期入所サービスについて  
・令和7年度から記録及び措置を1つでも講じていない場合は、**身体拘束廃止未実施減算**に該当しますので注意してください。

※施設サービスと、特定施設入居者生活介護、  
認知症対応型共同生活介護については、従来通りです。



川口市マスコット「きゅぼらん」

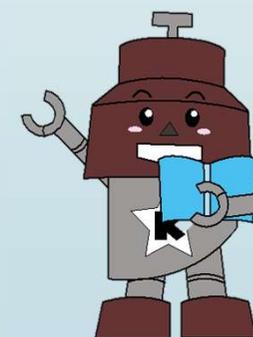
## 身体的拘束等に係る記録及び必要な措置

記録及び必要な措置	実施内容
記録	身体拘束等を行う場合には、 <b>その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録</b>
委員会の開催	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を <b>3月に1回以上開催</b>
指針の整備	身体拘束等の適正化のための指針を整備
研修の実施	身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を <b>定期的（年2回以上、新規採用時）に実施</b>

上記の記録及び措置を行っていない場合には、**身体拘束廃止未実施減算**に該当します。  
（（看護）小規模多機能型居宅介護、短期入所サービスは令和7年年度から該当）

# 施設（個別）サービス計画

★主なポイント 「計画の作成」



川口市マスコット「きゅぽらん」



# 施設（個別）サービス計画について

## 計画の作成

**ここで問題です！**（※（看護）小規模多機能型居宅介護、短期入所サービスを除く。）

---

**【○×問題】**

暫定プランを作成するので、サービス担当者会議は行わなかった。

○でしょうか、×でしょうか。

？ ？ ？ ？ ？

正解は！



計画の作成にあたっては、暫定、初回、更新及び変更に関係なく**所定の手順**でサービス提供開始前に、**アセスメント、計画の原案の作成、サービス担当者会議（他の従業員との協議）の開催、利用者又は家族への説明、文書による利用者の同意**を行ってください。

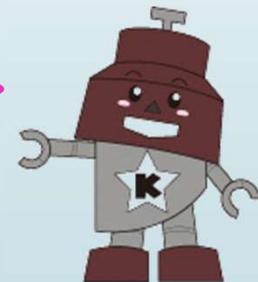
特に、**アセスメント、サービス担当者会議**の漏れが多く見受けられました。

作成後は、**定期的なモニタリング**を実施してください。

# 施設（個別）サービス計画について 計画の作成

1. 施設（個別）サービス計画の同意を家族からのみもらっている。
2. 個別計画を作成せず、居宅サービス計画に沿ってサービスを提供している。  
(※小規模多機能型居宅介護のみ対象)

サービス内容への利用者の意向の反映の機会を保障する観点から、計画の作成にあたっては、計画の目標や内容等について、サービス提供開始前に**利用者又は家族に理解しやすい方法で説明し、利用者の同意**を得てください。



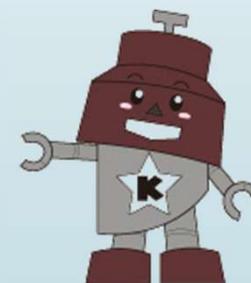
川口市マスコット「きゅぼらん」

# 施設（個別）サービス計画について 計画の作成

1. 施設（個別）サービス計画の同意を家族からのみもらっている。
2. **個別計画を作成せず、居宅サービス計画に沿ってサービスを提供している。**  
**（※小規模多機能型居宅介護のみ対象）**

小規模多機能型居宅介護サービスを利用する場合は、**居宅サービス計画及び個別サービス計画、または、ライフサポートプラン（居宅サービス計画と個別計画を兼ねるもの）**を作成してください。

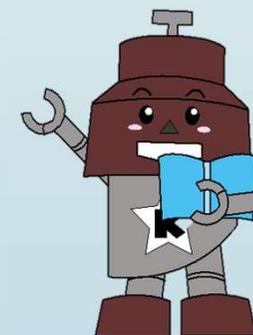
様式等については、「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて（ライフサポートワーク）」を参考にしてください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

## 栄養管理

★主なポイント  
「栄養管理の計画的な実施」  
※施設サービスのみ対象



川口市のマスコット「きゅぼらん」



# 栄養管理

## 栄養管理の計画的な実施

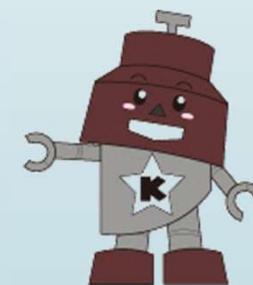
# 栄養管理

## 栄養管理の計画的な実施

**栄養士又は管理栄養士を配置せず、適切な栄養管理が実施されていない**

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を、次のスライドの手順により行ってください。

**栄養士又は管理栄養士を配置していない場合**、もしくは、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていない場合は、**栄養管理に係る減算**になる場合がありますので、ご注意ください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

## 計画的な栄養管理の手順

栄養管理について、以下の手順により行ってください。

### 栄養計画の作成

栄養スクリーニングを入所後遅くとも**1週間以内**、以後**3月毎**に実施してください。

管理栄養士が栄養アセスメントを実施してください。

医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、栄養ケア計画を作成してください。

入所者又は家族に説明し、同意を得てください。

### 栄養状態を定期的に記録

栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に**記録**してください。

### 定期的な評価、見直し

モニタリングを低栄養状態の低リスク者はおおむね**3月毎**、高リスク者はおおむね**2週間毎**に実施し、必要に応じて計画を見直してください。体重は**1月毎**に測定してください。

参照) 通知「リハビリテーション・個別機能訓練計画、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

## 口腔衛生の管理

### ★主なポイント

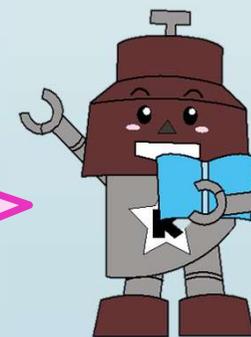
「口腔衛生の計画的な実施」

「実施事項等の文書での取り決め」

### ※対象

施設サービス（令和6年度から義務）

特定施設入居者生活介護（令和9年3月31日まで努力義務）



川口市のマスコット「きゅぼらん」



# 口腔衛生の管理

## その1 口腔衛生管理の計画的な実施

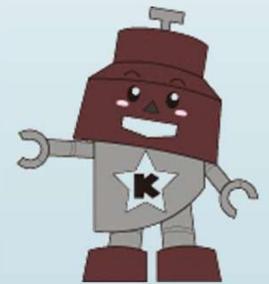
# 口腔衛生の管理

## その1 口腔衛生管理の計画的な実施

1. 口腔衛生管理について計画を作成していない
2. 実施事項等について、文書で定めていない

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して行った口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導に基づき、計画を作成してください。

口腔衛生の管理について、次のスライドの手順により行ってください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

## 計画的な口腔衛生管理の手順

口腔衛生管理について、以下の手順により行ってください。

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士は、施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行ってください。

当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施してください。

上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直してください。

- ア、助言を行った歯科医師
- イ、歯科医師からの助言の要点
- ウ、具体的方策
- エ、当該施設における実施目標
- オ、留意事項・特記事項

※この計画は入所者ごとに作成する必要はなく、施設で1つ作成していればかまいません。

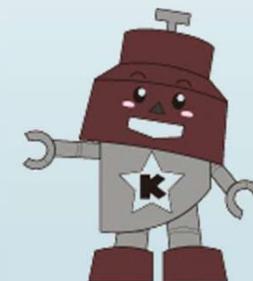
参照) 通知「リハビリテーション・個別機能訓練計画、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

# 口腔衛生の管理

## 口腔衛生管理の計画的な実施

1. 口腔衛生管理について計画を作成していない
2. **実施事項等について、文書で定めていない**

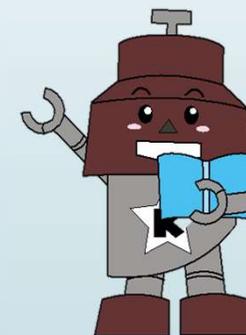
契約書等に実施事項等を定めていない場合は、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、別途、実施事項等を**文書**で取り決めてください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

# 業務継続計画の策定等

★主なポイント  
「業務継続計画の策定」  
「研修及び訓練の実施」



川口市マスコット「きゅぼらん」



## 業務継続計画の策定等

業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施

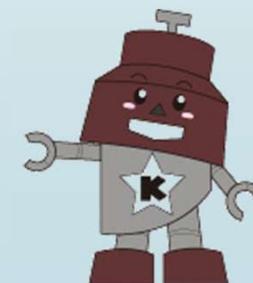
# 業務継続計画の策定等

## 業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施

1. **業務継続計画を策定しているが、規定すべき項目が不足している。**
2. 業務継続計画に係る研修及び訓練を実施しているが、記録がない。

1. (1) 感染症に係る業務継続計画
  - ア 平時からの備え
  - イ 初動対応
  - ウ 感染拡大防止体制の確立(2) 災害に係る業務継続計画
  - ア 平常時の対応
  - イ 緊急時の対応
  - ウ 他施設及び地域との連携

2. 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**の対象となります。令和7年度から経過措置が外れましたので、注意してください。



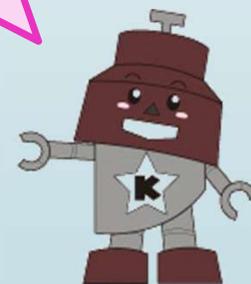
川口市マスコット「きゅぼらん」

# 業務継続計画の策定等

## 業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施

1. 業務継続計画を策定しているが、規定すべき項目が不足している。
2. **業務継続計画に係る研修及び訓練を実施しているが、記録がない。**

1. 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的の実施してください。  
実施内容についても**記録**してください。
2. 研修及び訓練は次のとおり実施して差し支えありません。
  - ・他のサービス事業者との連携等により行うこと
  - ・感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施すること
  - ・災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施すること※ それぞれ実施したことがわかるよう記録に残してください。



〇市マスコット「きゅぼらん」

## 業務継続計画の策定等の措置

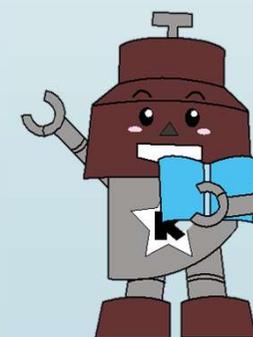
	施設サービス・ 特定施設・GH	(看護)小多機・ 短期入所
感染症発生時の 業務継続計画	必要	必要
災害発生時の 業務継続計画	必要	必要
研修	年2回以上、 <b>新規採用時（必須）</b>	年1回以上、 新規採用時（努力義務）
訓練（シミュレーション）	年2回以上	年1回以上

令和6年度から義務付けられた措置は、業務継続計画の策定、定期的な研修及び訓練、業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた変更、の3点です。

※赤字部分について、**新規採用時は必須**になりますのでご注意ください。

# 非常災害対策計画

★主なポイント  
「具体的計画の作成」  
「訓練の実施」



川口市のマスコット「きゅぼらん」



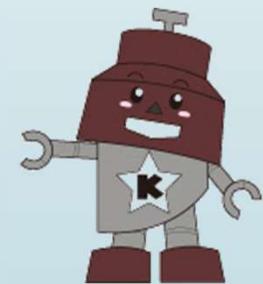
# 非常災害対策計画

具体的計画の作成・訓練の実施

# 非常災害対策計画 具体的計画の作成・訓練の実施

非常災害（火災、風水害、地震等）に対する、具体的計画を策定していない

具体的計画とは、  
消防計画又は消防計画に準ずる計画、  
非常災害対策計画、  
避難確保計画（避難対象地域のみ）を指します。  
これらを作成し、施設に備えてください。  
また、関係機関への通報及び連絡体制も整備してください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

ここで問題です！

---

【穴埋め問題】

次の説明文の空欄に入る文字は何でしょうか？

- ・避難訓練は、定期的に年○回以上、そのうち1回は□を想定し、避難・救出その他必要な訓練を実施し、△を残してください。

？ ？ ？ ？ ？

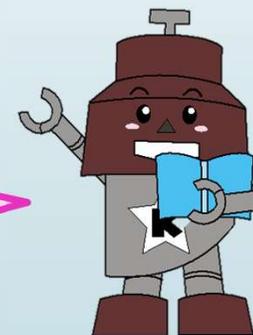
正解は！○＝2、□＝夜間、△＝記録

---

- ・避難訓練は、定期的に年2回以上、そのうち1回は夜間を想定し、避難・救出その他必要な訓練を実施し、記録を残してください。

## 衛生管理等

★主なポイント  
「感染症の予防及びまん延防止のための措置」



川口市マスコット「きゅぼらん」



## 衛生管理等

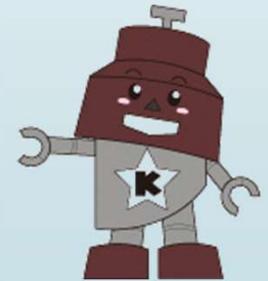
感染症の予防及びまん延防止のための措置

# 衛生管理等

## 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症（又は食中毒）の発生やまん延防止のための措置を講じていない。

- ・ **感染症対策委員会**を開催し、**議事録など記録**を残してください。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための**指針を整備**し、規定すべき項目（**平常時の対策**及び**発生時の対応**）を盛り込んでください。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための**研修**及び**訓練**を実施し、その**記録**を残してください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

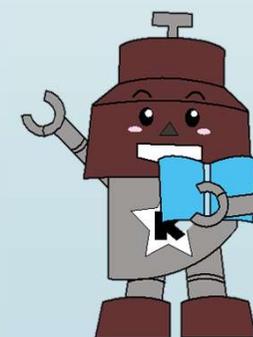
## 感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のために講ずべき措置

	施設サービス ※食中毒に対する措置を含む	特定施設・GH	(看護)小多機・ 短期入所
感染症対策委員会	おおむね3月に 1回以上	おおむね6月に 1回以上	おおむね6月に 1回以上
指針	必要	必要	必要
研修	年2回以上、 <b>新規採用時</b>	年2回以上、 <b>新規採用時</b>	年1回以上、 新規採用時
訓練（シミュレーション）	年2回以上	年2回以上	年1回以上

令和6年度から「**感染症**」の予防及びまん延防止のための措置を講じることが義務づけられました。  
 ※「食中毒」の予防及びまん延防止のための措置は、施設サービスのみの必要事項となります。  
 厚生労働省が公表している「介護現場における感染対策の手引き」「介護施設・事業所の職員向け  
 感染症対策力向上のための研修教材」などを参照、活用し措置を講じてください。  
 ※赤字部分について、**新規採用時は必須**になりますのでご注意ください。

## 秘密保持

★主なポイント  
「退職後の措置」 「家族の同意」



川口市マスコット「きゅぽらん」



## 秘密保持

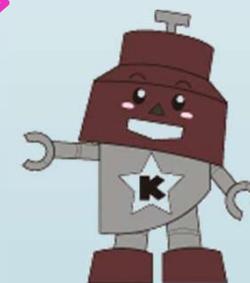
退職後の措置・家族の同意

# 秘密保持 退職後の措置・家族の同意

1. 従業者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を退職後も漏らすことのないよう措置を講じていない。
2. 利用者及び家族から、個人情報利用の同意を得ていない。

従業者がその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を従業者でなくなった後においても漏らすことのないよう、誓約書等を徴取してください。

**退職後**についての記載がない秘密保持の誓約書を使用していた施設がありました。



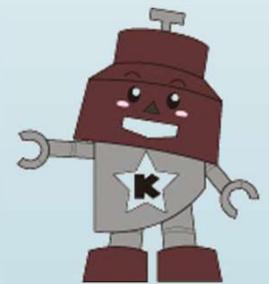
川口市マスコット「きゅぼらん」

# 秘密保持 退職後の措置・家族の同意

1. 従業者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を退職後も漏らすことのないよう措置を講じていない。
2. **利用者及び家族から、個人情報利用の同意を得ていない。**

利用者及び家族の個人情報を用いる場合、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得てください。

特に「**家族からの同意が漏れている**」「**同意書に家族同意欄がない**」といった事例が多く見受けられます。



川口市マスコット「きゅぼらん」

## 秘密情報の保持に関する誓約書

社会福祉法人 〇〇〇  
理事長 〇〇 〇〇様

### 第〇条 退職後の秘密保持について

秘密情報については、貴法人を退職した後においても、開示、漏洩もしくは使用しないことを誓約します。また、秘密情報が記載、記録されている媒体の複製物及び関係資料等がある場合には、退職時にこれを貴法人に全て返還もしくは廃棄し、自ら保有しません。

年 月 日

住所  
氏名 印

## 個人情報使用同意書

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

有限会社 〇〇〇〇 御中

令和〇〇年〇〇月〇〇日

<利用者>  
住所  
氏名

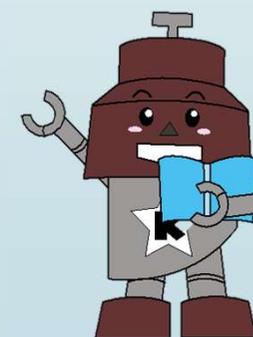
<家族>  
住所  
氏名

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

<署名代筆者>  
住所  
氏名

# 事故発生の防止

★主なポイント  
「入浴介助における安全確保の徹底」  
「事故発生の防止のための措置」



川口市マスコット「きゅぽらん」



# 事故発生の防止

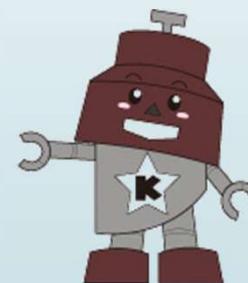
## その1 入浴介助における安全確保の徹底

# 事故発生の防止

## その1 入浴介助における安全確保の徹底

入浴介助において安全確保を徹底していない。

入浴介助は、常に事故の危険と隣り合わせです。  
川口市でも、過去に利用者が浴槽内でおぼれて死亡する事故が発生しています。  
次の点を改めて検証し、不十分な点があれば是正するなど、事故の防止に努めてください。



川口市マスコット「きゅぽらん」

## 入浴介助における安全確保の徹底について

川口市通知「平成30年10月15日川福監発第44号」  
埼玉県通知「平成23年8月12日福祉監第507号」  
「平成23年11月14日福祉監第1144号」

各施設、事業所においては、利用者の入浴介助の際には、常に事故の可能性があります、**たとえ短時間であっても職員が目を離すと重大な事故につながるおそれが非常に大きいことを、**改めてすべての職員に周知徹底してくださるようお願いいたします。

併せて、各施設、事業所の管理者・施設長は、下記の点について改めて検証し、事故の防止に努めてください。

- 1 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。
- 2 必要に応じ、複数の職員で対応する等、安全な介助体制を確保すること。
- 3 施設ごとに入浴介助におけるマニュアルを整備し、定期的に職員に周知すること。
- 4 入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。
- 5 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施すること。



# 事故発生の防止

## その2 事故発生の防止のための措置

# 事故発生の防止

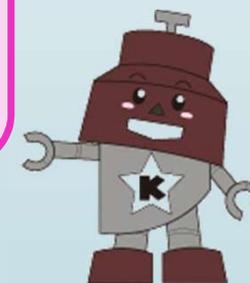
## その2 事故発生の防止のための措置

事故の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じていない。

※施設サービスのみ

施設サービスは事故発生時の対応のほかに、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じなければなりません。

なお、措置を講じていない場合は**安全管理体制未実施減算**として介護報酬が減額される場合がありますので注意してください。

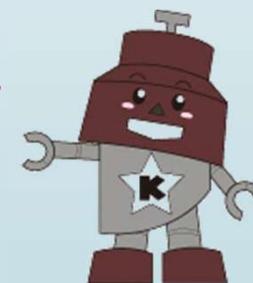


川口市マスコット「きゅぼらん」

## 事故の発生又はその再発を防止するための措置

必要な措置	実施内容
指針の整備	事故発生の防止のための指針を整備
体制の整備	事実の報告及びその分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底
委員会の開催	事故発生の防止のための委員会を <b>定期的</b> に開催
研修の開催	事故発生の防止のための従業者に対する研修を <b>定期的（年2回以上、新規採用時）</b> に実施
担当者の設置	事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者を設置

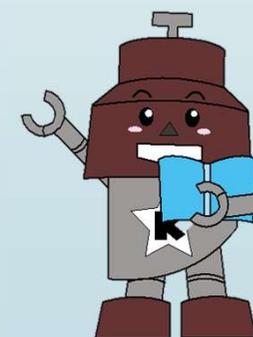
内容の詳細については、自主点検表等で確認してください。  
特に、**担当者が明確になっていない施設が多く見受けられました。**  
この担当者は、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が望ましいとされていますが、担当者であることがわかるよう、指針での明文化や委員会で決定し、議事録へ記録するなど明確にわかるよう工夫してください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

# 虐待の防止

- ★主なポイント
- 「虐待の発生の防止」
- 「虐待の防止のための必要な措置」



川口市のマスコット「きゅぼらん」



## 虐待の防止

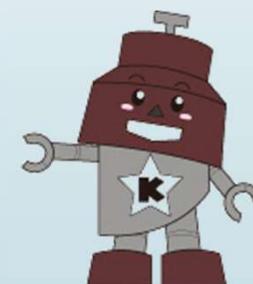
虐待の発生の防止・虐待の防止のための必要な措置

## 虐待の防止

# 虐待の発生の防止・虐待の防止のための必要な措置

1. 利用者に対する虐待にあたる行為が確認された。
2. 虐待の防止に係る必要な措置を講じていない。

川口市内にある施設にて、暴力行為による身体的虐待、要件を満たさずに行う身体拘束、入浴をさせないなどの介護放棄などの虐待行為が確認されました。**人格尊重義務違反**と認定され、指定の一部効力停止などの**行政処分**を行いました。



川口市マスコット「きゅぼらん」

## 令和5年度に虐待の事実が認められた虐待の発生要因（全国）

表40 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合（%）
<b>虐待者側の要因</b>		
・介護疲れ・介護ストレス	9,376	54.8
・理解力の不足や低下	8,162	47.7
・知識や情報の不足	7,960	46.5
・精神状態が安定していない	7,855	45.9
・虐待者の介護力の低下や不足（以下省略）	7,836	45.8
<b>被虐待者の状況</b>		
・認知症の症状（以下省略）	9,639	56.4

近年、従業者による利用者への虐待行為が増加傾向にあります。

施設全体で虐待防止に向けた組織的な対応を積極的に行うようお願いします。

（例：施設長や管理者をトップとして、医師、看護職員・介護職員、事務職員等、施設全体で、虐待防止検討委員会が適切に機能するように検討する等、虐待防止に向けて現場をバックアップ）

研修などによって、従業者に正しい知識の定着を図り、虐待の防止を徹底してください。

出典：厚生労働省

令和5年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果 p.14、15表40

## 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

1. **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2. **介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
3. **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4. **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5. **経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

次に掲げるスライドや、集団指導資料に虐待の具体的事例も記載されていますので併せて参考にしてください。

## 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 1. 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

#### ① 暴力的行為

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。等

#### ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。等

#### ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

## 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 2. 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
  - ・ 入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
  - ・ 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
  - ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
  - ・ 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
  - ・ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
  - ・ 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。等
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
  - ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
  - ・ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置する、処方通りの治療食を食べさせない。等
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
  - ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
  - ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。等
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
  - ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。等
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

## 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 3. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ① 威嚇的な発言、態度

- ・ 怒鳴る、罵る。
- ・ 「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。等

#### ② 侮辱的な発言、態度

- ・ 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
- ・ 排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。等

#### ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。等

## 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 3. 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・ 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。等

#### ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。等

#### ⑥ その他

- ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。等

## 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 4. 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
  - ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
  - ・ 性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
  - ・ わいせつな映像や写真をみせる。
  - ・ 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
  - ・ 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。
  - ・ 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。等

## 高齢者虐待防止法における養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 5. 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
  - ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
  - ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断で流用する、おつりを渡さない）。
  - ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
  - ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 等

虐待は本人の虐待に対する「自覚」は問いません。  
虐待の疑いが生じた場合には、まず、利用者の安全確保を優先し、常に迅速な対応を心がけてください。

また、高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、担当者1人の判断で行わず、施設として、説明責任を果たすこと、再発防止策を講じるなど適切な対応を行ってください。

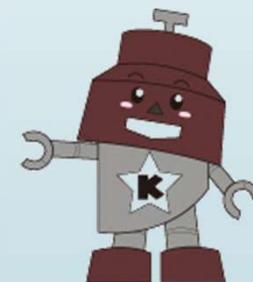
# 虐待の防止

## 虐待の発生の防止・虐待の防止のための必要な措置

1. 利用者に対する虐待にあたる行為が確認された。
2. **虐待の防止に係る必要な措置を講じていない。**

令和6年度から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることが義務付けられ、その措置を**1つでも講じていない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算**に該当します。

虐待は、**高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い**ことから「虐待の防止のための措置」を必ず講じてください。



川口市マスコット「きゅぼらん」

ここで問題です！

---

【○×問題】

新規採用時の虐待の防止のための研修は、  
定期的なものと一緒にいった。

○でしょうか、×でしょうか。

？ ？ ？ ？ ？

# 正解は！



× 一体的に行う ○別に行う

・虐待の防止のための研修は、定期的なものとは別に、新規採用時にも必ず実施し、実施内容を記録に残してください。

・委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であるため、定期的を開催し、議事録など記録に残してください。

また、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底してください。

・虐待の発生又は再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を設置することが必要です。

担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされています。指針での明文化や、委員会で決定し議事録へ記録するなど明確にわかるよう工夫してください。

## 虐待の防止のための必要な措置

記録及び必要な措置	実施内容
委員会の開催	虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を <b>定期的</b> に開催
指針の整備	虐待の防止のための指針の整備
研修の実施	虐待の防止のための従業者に対する研修を <b>定期的（年2回（1回※）以上、新規採用時）</b> に実施 ※（看護）小多機、短期入所サービスの回数
担当者の設置	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

委員会での検討事項、指針に盛り込むべき項目は**自主点検表「虐待の防止」**の項目に例示されていますので参考にしてください。

指針に「**虐待等に係る苦情解決方法に関する事項**」が漏れていることが多いため、注意してください。

## おわりに

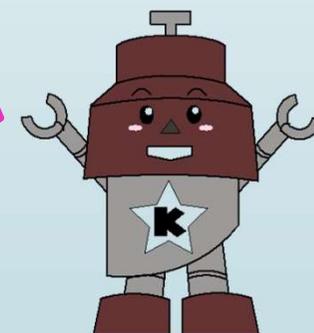
この動画では、施設の運営について、過去の指導した点を中心に、説明してきました。

この動画で説明した以外にも重要な点、注意する点はたくさんあります。動画で説明したもの以外の過去の指導事項については集団指導資料をご覧ください。

また、集団指導資料には、介護保険課、長寿支援課、消防局、保健所、医療センター、埼玉労働局等からの資料も掲載していますので併せてご覧ください。

条例や解釈通知等に則って適切な運営を行い、より良いサービス提供に努めてください。

**ご視聴ありがとうございました。**



川口市マスコット「きゅぼらん」